

平成 29 年 11 月 17 日

規制改革推進会議

投資等ワーキング・グループ

電波割当制度の改革

これまでの審議経過

第 3 回会合 (10 月 11 日): 有識者ヒアリング

第 4 回会合 (10 月 17 日): 有識者ヒアリング

第 5 回会合 (10 月 24 日): 有識者ヒアリング、技術革新や新需要に関する事業者等ヒアリング

第 6 回会合 (10 月 25 日): 携帯電話事業者ヒアリング、放送事業者ヒアリング

第 7 回会合 (10 月 30 日): 総務省ヒアリング

第 8 回会合 (11 月 9 日): 総務省ヒアリング

第 9 回会合 (11 月 16 日): 公共用周波数に関する有識者・ユーザーヒアリング

第 10 回会合 (11 月 17 日): 放送用周波数に関する有識者・事業者ヒアリング

目的

Society 5.0 における新たな電波利用ニーズ (IoT、自動走行、自動飛行、無線給電、動画配信ほか大容量の通信など) に対応するため、国民の財産である電波を最大限有効に活用し、機動的な再配分を行うための制度改革を行う。

これまでの議論における主な意見等

1、制度の改革

(1) 見える化

公共部門の割当状況の見える化

< 委員の主な意見 >

- ・少なくとも欧米と同レベルの情報開示を実施すべき。

(2) 帯域確保のための方策

周波数の返上制度

< 委員の主な意見 >

- ・携帯電話事業者等に対して、開設計画の有効期間終了後も取消を可能とすることや、再免許の機会をとらえて返上を促す制度が必要ではないか。
- ・携帯電話以外を用途とする帯域についても、返上等を促す制度が必要ではないか。

周波数移行を促すインセンティブ制度

< 委員の主な意見 >

- ・無線システムの移行費用や円滑な業務継続のための費用を超えたインセンティブ付与を検討すべきではないか。立ち退き時期による段階設定を検討すべきではないか。
- ・免許不要帯域への移行の場合にも対応できる制度が必要ではないか。

(3) 割当手法の改革

オークションと比較審査

< オークション推進論 >

- ・OECD加盟35国中、日本だけが導入していない。
- ・新規参入と競争を促進させる。
- ・周波数の有効利用が促進される。
- ・無線局免許手続の透明性・迅速性が図られる。

< オークション慎重論 >

- ・インフラ整備遅延への懸念。
- ・事業者の研究開発力が衰える。
- ・ユーザー料金への転嫁への懸念。
- ・(電波法に外資を排除する規定がないことから)安全保障上の問題への懸念。
- ・事業者からオークションを求める声がない。
- ・現行の比較審査のもとでも新規参入事業者は生まれている。

< 委員の主な意見 >

- ・総務省が将来の状況を正確に予測して比較審査を行うことは困難。技術革新等に備えて、機動的な割当ができるようにオークションの規定を選択肢として導入しておくべきではないか。
- ・どのような事業に用いられる周波数をオークションで割り当てるかについては、例えば5Gに用いられる周波数を始めとする通信事業用の周波数が想定されるが、電波利用技術の革新スピードの速さを踏まえ、将来の技術革新に柔軟に対応できるようにすべきではないか。
- ・価格のみに基づく単純なオークションではなく、条件設定などの制度設計や入札参加資格の審査を的確に行うことにより懸念は解消可能でないか。
- ・オークション収入の用途について、一般財源として国庫に充当するだけでなく、収入の一部については、5Gの環境整備など、国の積極的対応が求められる取組みのための財源に充てることも考えられる。

< 総務省 >

- ・オークション制度について直ちに否定するものではないが、検討に当たっては、どのような事業に用いられる周波数について、どのようなオークションを導入することで、比較審査に比べて、新規参入、設備投資、料金低廉化等が促進され、電波の有効利用により資するのかが具体的に示されている必要がある。
- ・例えば、5 G等の割当に向けた検討の際に、比較審査よりもオークションの方が国民経済的に明らかに優れていると関係者間で一致できれば、オークションの検討を行うことになるのではないか。

二次取引、より柔軟な割当

< 委員の主な意見 >

- ・二次取引制度は諸外国で導入。電波の有効利用の観点から検討すべきではないか。取引に当たって国の許可等を要するようにすることで、懸念は解消できるはず。

< 総務省 >

- ・免許人の地位の承継は現在でも様々な場合に可能。これに加えてどのような場合を認めるべきか具体的な議論が必要。
- ・二次取引については、投機的な取引や特定事業者への周波数の集中が生ずるおそれがあり、慎重な検討が必要。

(4) 電波利用料体系の見直し

経済的価値に基づく新たな利用料の導入

< 委員の主な意見 >

- ・電波は国民の財産であるという観点、また、有効な利用を促す観点から、現行の電波利用料制度(電波利用共益事務の費用を免許人で分担)を離れて、英国のA I P(機会費用ベース)などを参考にした電波利用料体系の構築が必要ではないか。

< 総務省 >

- ・現行の電波利用料制度のもとで、一定条件において経済的価値を考慮している。これを一層反映させる観点からの見直しを検討することは一案。
- ・事業者間の不均衡の改善の方法は、特性係数の見直しが考えられる。
- ・現行の電波利用料制度を離れた新たな仕組みを検討する場合においては、総合的な検討を行い、費用負担者の理解を得つつ進めていく必要がある。

2、具体的な適用

(1) 帯域の確保

公共部門（公益事業含む）の帯域の共用化

< 委員の主な意見 >

- ・ 公共安全 LTE などの導入により、帯域の共用化を図ることで、帯域の確保及び当該公共部門の業務の効率化を図るべきではないか。

放送を含む民間部門の帯域の効率化

< 委員の主な意見 >

- ・ 地上波テレビ放送は、諸外国と比べて、使用している帯域幅の割に視聴可能なチャンネル数が少ないのではないかと。技術の活用等により帯域の整理・縮減を図ることはできないか。

< 総務省 >

- ・ 地上波デジタル放送は、現状でも SFN 方式を最大限に活用することで周波数利用効率を高め、全国放送ネットワークを構築している。
- ・ 我が国の地形的特性等により、SFN 方式を用いることができない場合があり、干渉防止のために中継局間の送信に異なる周波数の電波を用いなければならない。
- ・ 諸外国との比較については、地上テレビ放送用に割り当てられている周波数幅や放送設備（ハード）への免許付与状況は概ね同等である。日本は、起伏に富んだ地形等に応じてテレビ放送ネットワークを構築するため、非常に稠密に電波を活用している。視聴可能なチャンネル数（ソフト）が多い国においては、画像の圧縮度を高めて（画質を低下させて）放送しているためである。我が国においては、法制度上ソフトとハードは分離されており、また技術的にも番組のマルチ編成は可能である。